

旅券の更新時期に関するご案内メールの配信開始について

1 概要

9月13日（土）から、旅券の更新時期をお知らせ（リマインド）するメール配信サービスを、新たに開始します。

このメールは、旅券の有効期間満了日の1年前から複数回にわたって自動配信されますが、適切なタイミングで受信できるよう、下表のとおり準備をお願いします。

ただし、メールの受信環境等によっては、このメールが確認できないことも起こり得ますので、旅券の残存有効期間については、常にご自身の責任で注意いただきますようお願いします。

（１）オンライン在留届を提出済みの方	文末のサイトから、在留届の筆頭者及び同居家族の全員について、「 <u>旅券番号</u> 」、「 <u>旅券の有効期間満了日</u> 」及び「 <u>メールアドレス</u> 」が正しく登録されているかを改めて確認してください。 <u>未登録又は誤登録がある場合は、このお知らせメールが正しく受信できません</u> ので、登録・修正を速やかにお願いします。 ただし、旅券を現在申請中の方には、交付予定の旅券番号（TM又はMVから始まるもの等）が表示されることがありますが、この場合は旅券番号及び有効期間満了日の修正は不要です。
（２）在留届を一切提出していない方	文末のサイトでオンライン在留届を提出し、筆頭者及び同居家族の全員について、「旅券番号」、「旅券の有効期間満了日」及び「メールアドレス」を登録してください。
（３）書面の在留届のみを提出済みの方	（２）と同様の作業を行い、その後、「書面で提出済みの在留届をオンライン在留届に切り替えたい。」旨について、お名前及び生年月日と合わせて、当館領事班のメールアドレス（ ryoji@sn.mofa.go.jp ）に連絡してください。

2 旅券更新の早期申請のお願い

現在、旅券の申請から交付までには、最大1か月程度を要していますが、シンガポールを含む多くの国では、入国時に旅券の残存有効期間として6か月以上を求めているため、旅行の直前になって残存有効期間が足りないことに気付き、旅券の申請が間に合わないというケースが散見されます。

ついては、このようなトラブルが起こらぬよう、旅券の更新が可能となる残存有効期間が1年未満となった段階で、速やかに申請してください。

なお、旅券の申請から交付までの間は、残存有効期間の範囲で、お手元の現有旅券をそのままご利用いただけます。

【オンライン在留届（ORRネット）】

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>